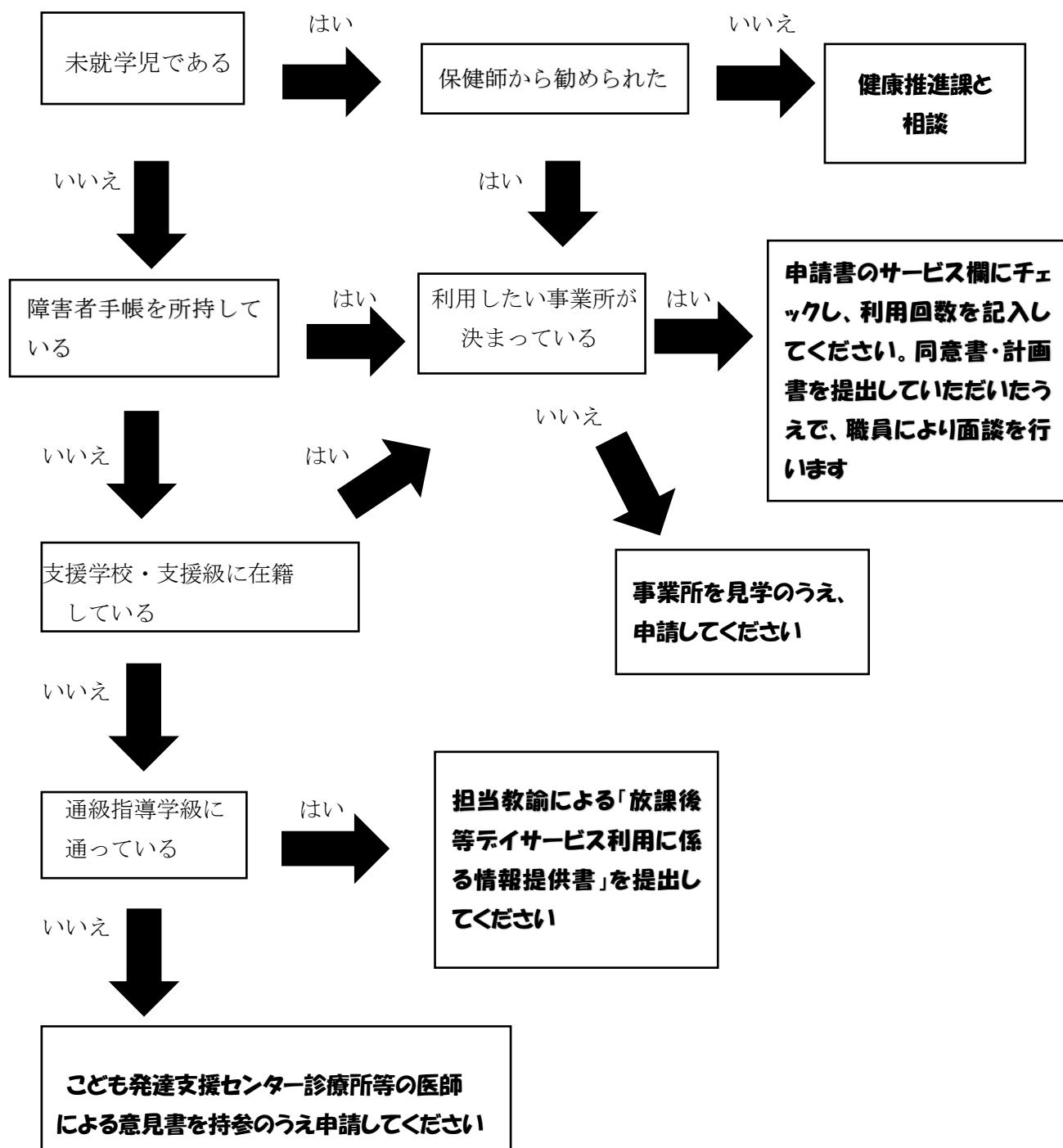


児童発達支援・放課後等デイサービスの申請までの流れ



★申請にあたっては、申請書・同意書・サービス等利用計画書を提出してください。職員より面談・聞き取りをさせていただきます。

★就学前の児童発達支援の利用は原則として週1回までです。放課後等デイサービスの利用の上限は各月の日数から8日を控除した日数です（ただし、市が認めた場合を除く）。

★支給量変更(利用日数の増減)・サービスの追加(保育所等訪問の追加)については、変更申請書・変更計画書（計画相談事業所が作成したもの）を提出してください。